

項目	要点	内容
前文		<p>○文化および芸術の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の生活を豊かにする ・学び楽しむだけでなく、創造する力を育み、心や個性を育てる ・ひとりひとりに違った個性があることなど、他者を理解する力を育む ・生きていくことがつらく感じた時、希望や勇気、思いやりの心を取り戻せる ・文化および芸術がもたらす力や恩恵を受け取る権利がある ・文化および芸術を振興する決意表明で締めくくる
1 目的	<ul style="list-style-type: none"> ・人づくりに重点を置き、まちづくりに繋げていく 	<p>この条例は、多摩市における文化および芸術の振興に関し、基本的な事項を定め、市民と市の役割を明らかにすることで、もって創造性に富んだ人を育むとともに、人々が心豊かに暮らせる地域社会をつくることを目的とします。</p>
2 定義	<ul style="list-style-type: none"> ・「表現・創造の担い手」 ・「鑑賞者・観客」 <p>表現・創造活動は、鑑賞者・観客がいてはじめて社会的なものになる。そうしたことから、文化および芸術の振興に関し、「表現・創造の担い手」と「鑑賞者・観客」は、一対として考えなければならない。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①「市民」とは、「多摩市自治基本条例」の「市民（市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等）」をいいます。 ②「表現・創造の担い手」とは、次に掲げる事項とします。 <ol style="list-style-type: none"> (1)プロフェッショナルかアマチュアか、個人か集団かを問わず、有形または無形に、表現・創造活動を自ら行う市民 (2)表現・創造活動を支える市民 (3)表現・創造活動や伝統文化、文化財の普及および継承に取り組む市民 ③「鑑賞者・観客」とは、市民に関わらず、表現・創造活動を受けとめる人
3 基本理念	<ol style="list-style-type: none"> ①全ての人の権利 ②自主性・創造性 ③④「表現・創造の担い手」を増やす ⑤未来志向 ⑥鑑賞者・観客を増やす ⑦有機的な繋がり ⑧市民自治による市民文化の創出 	<ol style="list-style-type: none"> ①文化芸術振興に当たっては、性別、国籍、職業、障害の有無、経済状況に関わらず、乳幼児から高齢者のあらゆる人が文化および芸術に関与し、参加し、表現または創造し、鑑賞し、支えあい、わかり合えることができる地域社会になるように努めます。 ②文化芸術振興に当たっては、「表現・創造の担い手」の自主性や創造性、文化および芸術活動の多様性が尊重されなければなりません。 ③文化芸術振興に当たっては、「表現・創造の担い手」の文化および芸術活動への支援が図られなければなりません。 ④文化芸術振興に当たっては、次世代の担い手となる人や団体の育成が図られなければなりません。 ⑤文化芸術振興に当たっては、これまで培ってきた伝統文化が継承されるとともに、新たな文化および芸術が創造され続ける環境の整備が図られなければなりません。 ⑥文化芸術振興に当たっては、文化および芸術を享受する権利が守られるとともに、「鑑賞者・観客」の増加が図られなければなりません。 ⑦文化芸術振興に当たっては、市立文化施設を中心に、市内外のさまざまな人や団体等との連携を促進し、過去から現在、そして未来にわたり、ものおよび人が繋がる社会環境づくりが図られなければなりません。 ⑧文化芸術振興に当たっては、市民の文化および芸術活動を充実させるための取り組みを推進し、もって生活の質の向上や市民自治による市民文化を創りだすことに寄与されなければなりません。
4 市民の役割・権利		<ol style="list-style-type: none"> ①市民は、基本理念にのっとり、「表現・創造の担い手」とその活動に関して、その大切さを理解し合い、尊重するよう努めます。 ②市民は、誰もが自ら「表現・創造の担い手」となることができます。 ③市民は、「鑑賞者・観客」として文化および芸術を享受する権利があります。
5 「表現・創造の担い手」の役割		<ol style="list-style-type: none"> ①「表現・創造の担い手」は、地域社会の一員として、文化および芸術の発展と継承を意識した活動に取り組むよう努めるものとします。 ②「表現・創造の担い手」は、文化および芸術活動において、人権を尊重し、人格や尊厳を傷つけることのないよう配慮しなければなりません。
6 市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的に文化および芸術に触れられる機会の創出 	<ol style="list-style-type: none"> ①市は、基本理念にのっとり、文化および芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければなりません。 ②市は、「表現・創造の担い手」が自主的かつ創造的に、多様な文化および芸術活動ができる環境並びに、文化および芸術の普及または継承していくことができる環境の整備を行うための取り組みを推進しなければなりません。 ③市は、市民や市内を訪れる人が日常的に文化および芸術に触れられる機会を設け、「鑑賞者・観客」を増やす取り組みを推進しなければなりません。 ④市は、文化および芸術の振興を行うために、ひろく市民と連携しなければなりません。 ⑤市は、公正・中立な立場において、表現・創造の自由の保障に努めます。 ⑥市は、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。
7 子どものための取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども（ゼロ歳児含む） 	<p>市は、乳幼児期から文化および芸術を身近にすることで、次世代を担う子どもが豊かな人間性を育み、文化および芸術に対する理解を深めることができるよう、以下の取り組みを推進します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①子どもたちが文化および芸術活動に自由に参加する権利の保障に努めます。 ②市民と協力し、乳幼児期から文化および芸術に身近に触れられる機会を提供するための取り組みを行います。
8 文化芸術振興計画の策定		<p>市は、文化芸術振興に関する施策の総合的かつ中長期的視点で計画的な推進を図るため、計画を策定します。</p>
9 外部機関の設置		<p>市は、計画の策定および施策の評価などを行う外部機関を置きます。 外部機関は、多摩市域での活動について知見や経験を持つ市民、文化および芸術についての知見を持つ専門家等で構成します。</p>
10 市立文化施設の位置づけ		<p>市は、多摩市立複合文化施設が、市の文化や芸術活動および地域活性化の拠点施設として、多様な人々が集まり、交流し、にぎわうみんなの広場となり、文化芸術の振興に寄与する施設として機能するよう整備します。</p>
11 国や他自治体等との連携		<p>市は、国および他の地方公共団体と連携し、文化芸術の振興を図るよう努めます。</p>